

中央環境審議会「地球温暖化防止対策の在り方の検討に係る小委員会」報告書へのパブリックコメント結果の概要

1. 意見提出者の属性等による内訳について

(1) 年齢別内訳

年齢(才)	男性	女性	その他	不明	企業・団体	合計
0-19	0	1				1
20-29	12	5				17
30-39	49	13				62
40-49	68	5				73
50-59	34	0				34
60-69	5	0				5
不明	61	71	8	17	9	166
合計	229	95	8	17	9	358

(2) 職業別内訳(個人のみ)

職業	男性	女性	その他	不明	合計
会社役員	3	0	0	0	3
会社員	160	5	1	1	167
団体役員	2	0	0	0	2
団体職員	13	3	0	0	16
公務員	2	1	0	0	3
教員	1	0	0	0	1
自営業	0	0	0	1	1
自由業	2	1	0	0	3
農林漁業	1	0	0	0	1
主婦	0	22	0	0	22
学生	2	0	0	0	2
無職	1	1	0	0	2
不明	42	62	7	15	126
合計	229	95	8	17	349

(3) 提出方法別内訳

郵送	99
ファックス	118
E-mail	141
合計	358

(注1) 性別の表示がないものでも氏名から判別できるものは性別を分類した(1及び2)。

(注2) 個人名が記載されていても企業・団体を代表した意見と読み取れるものは企業・団体におり、2には含まれない。

2. 「地球温暖化防止対策の在り方の検討に係る小委員会」報告書に対する意見のまとめ

(1) 推進メカニズムについて

賛成する推進メカニズム	環境税(環境税収による温暖化対策の実行、エネルギー税の強化含む)	130
	自主的取組	52
	国民啓発・環境教育	45
	規制的措置	12
	国内排出量取引(様々なタイプを含む)	11
	政府との協定	3
	(モデル)	
	1. 地球温暖化対策推進大綱重視モデル	86
	3. 環境税モデル	3
	4. 環境税・大規模管理モデル	3
	2. 自主的取組強化モデル	1
	5. ハイブリッド排出量取引モデル	1
	新たな政策パッケージを提案	3
	反対する推進メカニズム	環境税
国内排出量取引		30
(経済的手法)		8
規制的措置		29
政府との協定		10
ユニットレベルでのモニタリング		2
(モデル)		
1. 地球温暖化対策推進大綱重視モデル		8
5. ハイブリッド排出量取引モデル		7
2. 自主的取組強化モデル		6
3. 環境税モデル		6
4. 環境税・大規模管理モデル		6
どのモデルも支持しない	3	

(2)個別具体的な対策内容について

賛成する具体的な 対策についての 意見	エネルギー 転換部門	自然・再生可能エネルギーの促進(再生エネ ルギー義務化、グリーン証書取引等含む)	112
		原子力発電の廃止	95
		燃料代替の推進(バイオマスの活用、ガスパイプ ラインの敷設等含む)	13
		原子力発電の利用推進	11
		規制緩和(電力自由化等)	4
	産業部門	環境対策に対する優遇措置、支援	18
		環境ビジネスの促進	3
		ISO14000の推進	2
	運輸部門	公共交通等の整備促進	77
		自動車通行等に対する規制	76
		自動車税の増税、グリーン化	15
		自転車の利用促進	15
		低公害車の普及促進	8
		アイドリングストップの実施	7
		カーシェアリングの実施	4
		ロードプライシング等の料金政策の実施	4
		モーダルシフトの促進	3
	民生部門	ライフスタイルの改善	19
		待機電力の削減	4
		環境ラベル、情報の提供	4
		サマータイムの導入	3
		グリーン購入の促進	3
		環境家計簿の導入	2
		建築基準法での省エネルギー強化	2
	その他	技術開発(省エネルギー等)	23
		森林保護・植林の推進	22
		ごみの減量化・リサイクル・処理の適正化	14
		エネルギー料金政策(ピーク時の料金上げ等)	12
		フロン等の回収義務付け	7
		自動販売機の設置制限や課税	7
モデル都市作り		2	
反対する具体的 対策についての 意見	エネルギー 転換部門	販売電力に占める再生可能エネルギー比率規 制	7
		エネルギーに係る料金制度の活用	2
	運輸部門	自動車税増税	2
	その他	森林による二酸化炭素の吸収	4

(3) その他考慮すべき事項について

地球温暖化防止対策の検討に際しての意見	考慮すべき観点	経済への影響	44
		国民生活への影響	33
		(他の問題よりも)温暖化対策を優先する	24
		エネルギーセキュリティ	20
		公平性(部門間、部門内、地域間等、フリーライダー対策含む)	17
		長期的な観点	15
		費用対効果	13
		産業の国際競争力	12
		国民の納得性	6
		行政コストの低減	2
	海外との関係	再開COP6の結果を待つ	41
		(国内対策に固執せず)京都メカニズムを活用する	15
		国際動向に関わらず国内対策を優先する	6
		日本と海外各国との状況の違いを考慮する	6
		海外における対策についてさらに詳細な調査を行う	2
	必要な対策や分析	既に実施されている施策の効果の分析	37
		民生・運輸部門における対策	36
		現在の6%削減方策の再検討	13
		温室効果ガス排出増減要因の分析(将来予測含む)	11
		(環境税等)新たな推進メカニズムで期待される効果の分析	10
		現在の6%削減方策の維持	2
		議論の段階から実施の段階に移るべき	2
	対策の推進方策	環境省によるリーダーシップ	19
		PDCAサイクルの実施(第三者による点検含む)	8
		行政、市民、企業それぞれによる責任ある取組	7
		NGOの活用	6
		議論内容の情報公開	3
	現状の課題	定量的評価に欠ける	20
評価が排出削減の確実性に偏っている		19	
産業部門への措置に偏っている		9	
CO2以外のガスへの対策が不足		7	
報告書への意見	実行性が疑問	7	
	現状の取組状況がよくわかる	5	
	具体性に欠ける	4	
	役割分担が不明確	5	
	エネルギー需給構造を国民に説明すべき	3	
	政策パッケージの検討に賛成	2	
	語句の説明をすべき	2	
	結論を出してからパブリックコメントを行うべき	2	
	意見募集はいいことである	2	

同じ意見が2件以上あったものを集計(1つのものについては、モデルに対する意見を除き割愛した)

意見送付総数は358

3. 「地球温暖化防止対策の在り方の検討に係る小委員会」報告書に対する具体的な意見の例

(1) 推進メカニズムについて

賛成する推進メカニズム	<p>(環境税は)環境先進国といわれるヨーロッパ諸国ですでに実施され成果も現れており、社会システムの変換が図れるよい手法と考えます。特に、ガソリン等に炭素税として課税すれば消費の抑制を図ることができるほか、太陽光・風力・バイオマス等の自然エネルギー開発に向けてのきっかけにもなると思います。</p>
	<p>環境を守るための予算をもっと増やすこと：はっきりとした目的を持った税金であれば、国民はそれほどいやがらないと思います。</p>
	<p>税によるエネルギー価格上昇による消費削減効果を種々の要因から分離して、定量的に把握することは難しい点を考慮すると、議定書における6%削減を担保する主要な手段として税を位置づけるのは疑問。削減量担保を主要目的と考える場合には、税収の一部を温暖化対策に用いた場合の削減量を税パッケージの効果と考える方が確実と思</p>
	<p>排出権取引制度全般に、その特徴は、「数多くのオプションが存在する」ときに現れる(オプションが非常に少なければ(たとえば脱硫装置しかオプションがないような厳しい硫黄規制の場合)、規制と効果は同じ)。その意味で、CO2問題の場合との相性がよいことは、指摘しておくべき。</p>
	<p>本来、排出権取引は、実際の排出削減オプションを持つ主体が、自己の持つオプションと排出権購入・販売を有機的に結びつけ、企業経営の中でダイナミックに対応していくという性格のものであり、その意味で「下流割当」が本来の姿であると言える。経済学で用いられる「仮定」すなわち、市場が完全で人々は経済合理的な行動をとる、という(理想化された、ある意味では非現実的な)仮定の下では、炭素税との同値性が成り立つが、現実世界では、双方で同じ対策オプションがとられるという保証はない。おそらく、実際に排出権の売買を行うことによる一種のアナウンス効果により、排出権取引制度(下流)の方が、規制対象者は、より真剣に自らの排出削減オプションを探し出そうとするであろう。その意味で、たとえば排出権取引の上流と下流方式を比較した場合、(排出源のカバレッジ範囲内で)下流方式の方が、より「国内」排出削減が進むであろうと予想される(現実世界の場合、上流割当の場合は、ある種の受動的なものとして、そのままではビジネスチャンスや排出削減を徹底的に探るインセンティブがより低くなるものと予想</p>
	<p>排出量取引制度は、企業への強制的な排出枠を設定するものではなく、企業の自主的取組の一部として、その目標達成において活用できるよう構築されることを望む。</p>
	<p>自主的取組は、常に費用対効果を考慮しつつ実行されていくものであり、また余分な行政コスト等は発生しないことから、費用対効果に優れる手法と思われる。従って、この手法の普及、拡大のために、何をすべきか、何ができるかを検討し、実施していくほうがより建設的である。また、自主的取組は国の施策としてすでに実施中のものであり、これを十分に吟味せず別々の施策に置きかえる、あるいは並行して他の施策を大規模に行うことは混乱と無駄を生じさせることになる恐れがあるのではないかと。</p>
	<p>自主的取組については、本報告では「目標達成される保証はない」(本文9ページ)としているが、産業界への影響が僅かであり、効果の持続性を考えると、この手法が、現在の日本経済の状況において取り得る唯一の手段となるものとする。その効果についても、オランダの取組(本文14ページ)に見られるように、自主的取組に対し、企業と政府が、協定という私法契約を結ぶことにより、実効性を高めるという事も考えられる。他国で実施されている手法を、どうして我が国では評価が低いのか疑問である。</p>
	<p>(自主行動計画について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行で計画にすら参加しない業界に対して国との契約を政策的に結ばせるため、計画も立てない業界への不利益政策(HFC税、環境ラベルなど)を強化すべき。フリーライダーが横行して、まじめな企業が損をするようでは対策は進まない。 ・未達成の時の国による追加政策(高率HFC税、効率規制、警告ラベルなど)を導入すること。 ・国による進捗状況の点検は市民・NGOが多数参加する第三者機関で実施すること。
	<p>COP6が伸びていることをいい意味で利用するために産業界のコスト意識を植え付けるために、当面は自主行動を強化して、その成果を見守るという戦略もあるのではないのでしょうか？</p> <p>また日本の自主行動はドイツのそれを見習って作られたようですが、ドイツは自主行動計画を昨年暮れに強化しました。日本政府も産業界に京都会議の成果を踏まえた自主行動計画見直しを要請する事も一つのやり方だと思います。</p>

(1) 推進メカニズムについて

賛成する推進メカニズム	<p>環境省としての見解、情報、対策等どんどん発表すべきです。各民の意識を変えるべきです。日本からの世界を見るのではなく、世界から日本を見ることのできる情報の発進をすべきです。</p>
	<p>長期的な視点から持続性のある対策を指向すべきであり、その基本となるのは国民の協力と自主性が尊重される対策である。例えば、教育面も含めた国民一人一人のライフスタイルの転換は、短期的な効果は小さいかもしれないが、持続性のある対策として最も重点的に取り組むべき課題であるとする。</p>
	<p>HFC・PFC・SF6対策の政策パッケージをきちんと議論すべき。P.62～64の記述では余りに不十分であるし、P.89以降のポリシーミックス論はCO2だけを対象にしているように見える。ちなみに、HFC等3ガスはCO2と異なり最終的にゼロにすべきものであるから、直接規制を中心とした政策で強力に削減を推進すべきである。</p>
	<p>P112「それぞれのモデルの評価ー〈モデル1〉地球温暖化対策推進大綱重視モデル」について 産業部門では自主的取組みの着実な実行と目標の達成を社会への一種の公約であると認識し、最大限の努力を行い、着実な成果を上げつつあることについて適正に評価されたい。自主的取組みは、自らの業を最もよく知る事業者自らが、技術動向や他の経営判断などを総合的に勘案して、費用対効果の高い対策を立案し、これを実施する点で優れている。国は自主的取組みへ関与するのではなく、自主的取組みによる目標達成を支援するための施策を検討されたい。</p>
	<p>モデル1「地球温暖化対策推進大綱重視モデル」に対する評価が低いのは、これまで大綱に沿って、生産工程における省エネに取り組む、また省エネ機器の開発等を通じ民生・運輸部門でのCO2排出削減に貢献してきた産業界としては、まことに遺憾である。また、モデル1がこのように低い評価を与えられているということも、大綱の策定に参画した環境省は、自らの問題として受け止めるべきではないか。</p>
	<p>〈モデル2〉自主的取組強化モデル(p.106)について ・p.106、11～28行目について、国内で最もCO2排出量の多い産業部門に対し、協定又は義務的な計画を導入することで、CO2排出削減の確実性を高めるとしていることについては評価できる。ただし、計画を達成できなかった企業に対してどのような対応措置を取るのかがきわめて重要である。加えて、中小規模の企業・事業者についてまで、個々に協定を結んだり、計画策定を義務付けたりといったことは現実的にはかなり難しいと考えられることから、中小規模の企業・事業者に対しては別途なんらかの対策が用意される必要がある。</p>
	<p>〈モデル3〉環境税モデル(p.106～107)について ・p.106、30～31行目の「温室効果ガスを排出する全ての者による取組を促進し、持続可能な社会構造への転換を目指して、できるだけ早期に環境税を導入する」という政策方向は支持できる。ただし、環境税導入によるインセンティブ効果のみで温室効果ガス削減を達成しようとするれば、税率をきわめて高く設定せざるを得ないと考えられることから、環境税のみで十分な排出削減を達成しようとすることは現実的ではない。その点で、「他の施策により必要な排出削減を担保できることを前提に、税率調整や承認計画と減税のセットなどの緩和措置」を組み合わせて実施することは検討に値すると思われる。 ・p.106、31～32行目の、税金を利用して、追加的な温暖化対策のための社会資本整備や助成措置の強化をはかるという方向性は支持できる。</p>
<p>〈モデル4〉環境税 & 大規模管理モデル(p.107)について ・p.107、10～14行目のモデル3と共通する部分については、上記のコメントのとおりである。 ・p.107、15～27行目の、大規模排出者の排出量を確実に管理するとともに、総排出削減コストの低減のために排出量取引制度を導入するという方向性は支持できる。ただし、「国内対策による削減を基本とし、京都メカニズムの活用は補足的であること」(p.89、9行目の留意事項①)という原則を堅持し、また報告書でも指摘されているような意図的な不遵守を防止するため、目標達成ができなかった場合、「2008年以降は不足分について京都メカニズムによって排出者自らが排出枠を調達することを義務づける」(p.107、20～21行目)ことは支持できない。</p>	

(1) 推進メカニズムについて

賛成する推進メカニズム	<p><モデル5>ハイブリッド排出量取引モデル(pp.107~108)について</p> <ul style="list-style-type: none">・p.107、29~34行目の、大規模排出者の排出量を確実に管理するとともに、総排出削減コストの低減のために排出量取引制度を導入するという方向性は支持できる。・p.107、35行目~p.108、3行目の「2008年以降は、国際排出量取引と連携させ、全体として、より経済効率的に必要な削減量を確保することができる。具体的には、当初より京都メカニズムで確保することを予定していた量をキャップから差し引き、制度全体としてその量と等しくなるまで、海外からの調達を認める仕組みが考えられる。」という点は支持できない。なぜなら、「国内対策による削減を基本とし、京都メカニズムの活用は補足的であること」(p.89、9行目の留意事項①)という原則が堅持される必要があるためである。・p.96、26行目に示されているように、このモデルでは、小規模排出者に対しては、上流部での排出枠のオークションによるエネルギー価格の上昇を通して、インセンティブ効果によりエネルギー消費量が削減されることが予定されているが、その場合、上記の環境税と同様、価格上昇は大幅なものにならざるを得ない(あるいは数量上限に到達する)と考えられる。したがって、少なくとも短中期的には、エネルギー需要側に対する強力な政策・措置が組み合わされて実施される必要があると考えられる。 <p>当面は、大口事業者に対しては協定等を、小口事業者に対しては製造業者への規制等を行うことが不可欠であることから、モデル2(自主計画の協定化)あるいはモデル3(環境税)が、当面の検討のベースになると考えられる。言うまでもなく、協定化に当たっては、その業界又は事業者の削減率の評価、実施の担保措置、中間段階でのレビューとその結果によって対策を強化する仕組み、協定が守られなかった場合の措置を予め明らかにしておく必要がある。</p> <p>さらに、環境税&大規模管理モデル(モデル4)が提示されているが、産業部門の大規模排出者の総量規制につながる仕組みと環境税との組み合わせは、第1約束期間の目標達成に不可欠となるものであり、早期に実施すべく具体的な議論を始めるべきである。</p> <p>モデル1、2の中間的オプションとして、自主行動計画参加事業者は現状の自主行動計画を継続して実施し、自主行動計画に参加していない事業者に対して規制等を強化するケースもあり得ると考えられる。</p>
-------------	---

(1) 推進メカニズムについて

反対する推進メカニズム	<p>環境税の議論で引き合いに出されるのがSO_x賦課金である。賦課金を課すことにより、SO_x発生量が大幅に削減されたが、SO_xの場合は発生したものを除去する(脱硫技術)という既存技術が存在したため、賦課金を支払うかSO_x低減対策に投資するかを選択が可能であったものである。CO₂の場合は、発生したものを除去するという実用的な技術は開発されておらず、SO_xと同様の効果の発現は期待できないと考える。</p>
	<p>エネルギー効率の高い我が国においては、炭素税は、極めて高い税率を設定しないとCO₂排出抑制効果を発揮しないと想定される。仮に、高い税率で炭素税が導入された場合、我が国における産業の国際競争力が低下し、生産が海外に移転することが予想される。この場合、我が国におけるエネルギー効率との差分だけCO₂排出量が増加することも考えられる。</p> <p>地球温暖化問題では持続可能な対策の検討が必要である。産業界の自主的取り組みは、企業の経営基盤が損なわれることなく効果的かつ継続的に進めることのできる対策と考える。</p>
	<p>国内排出量取引制度については企業ごとの強制的な排出枠設定とセットで扱われている意見があるが、</p> <ol style="list-style-type: none">1) ベースラインの設定、過去の努力・実績に対する評価方法等、技術的に未解決の部分が多く公平性の確保が難しい2) 産業の海外への流出により、経済の空洞化を助長する可能性がある3) 燃料の使用制限等、経済統制につながる可能性がある4) 新規参入の阻害要因になり、企業の自由競争を妨げる <p>などの問題があり賛成することはできない。</p>
	<p>個々の主体の排出量そのものは経済状況に応じて変化していくが、排出量の総枠を個別に割り当てた場合は硬直化し本来必要なところにスムーズに供給されない。特に枠の供給がない場合価格の高騰等の問題が生ずる。規制的に対応するにしても、将来性は誰が評価するのか。計画経済は機能しないのは外国の事例でも明らか。わが国は、省エネが進みエネルギー効率も高いため、枠の供給は期待できない。</p>
	<p>P26「C-1排出する者に対する総量規制」について</p> <p>以下の理由によりCO₂に関する総量規制を推進メカニズムとして取り上げることは反対である。</p> <p>・ CO₂についてはSO_x・NO_xのような排ガスからの除去技術に相当する直接的な排出抑制技術が確立されていないため、総量規制がかけられた場合、その削減は生産調整、省エネ、燃料転換等によらざるを得ない。このことは、CO₂の排出総量が経済の活動規模に密接に関わっていることを意味しており、総量規制を実施することは経済統制につながり、日本全体の産業・社会構造や国民生活に計り知れない影響を及ぼす。</p> <p>特に、国民生活や産業を支えるエネルギー供給の分野においては、供給義務の観点からも到底受け入れることは不可能である。</p>

(1) 推進メカニズムについて

反対する推進メカニズム	<p>モデル1の大綱重視モデルは、現行政策を強化する議論が行われている時に現行政策で十分というもので、この報告書に掲載するのはそもそも不適切である。</p>
	<p>＜モデル3、モデル4＞①排出量管理の確実性「税率を適切に調整することによって、排出量管理の確実性を高めることが可能」について： 排出量の変動が課税によるものなのか、経済活動その他によるものなのか明確に分離することは不可能に近く、課税による排出量へのインパクトは明らかにされていない。11ページ12行目にあるように「(環境税によって)排出総量目標については、理論的には達成することが可能であるが、現実的には、目標達成を保証することは難しい」のではないか。</p>
	<p>モデル4や5で挙げている排出量取引による経済的手法を直ちに取入れることは、国際間の排出量取引のルールが確立されていない限定された国内市場での取引となり、経済力のある大企業だけが排出枠を買い占め、融資を受けられない中小企業が資金繰りのために排出枠を売り、ついには自滅するという事態になりはしないでしょうか。「貸し渋り」という言葉に象徴される現状と、限られた市場規模を考えると、国内市場だけの排出量取引にどれほどの意義があるのか疑問があります。日本の現実の産業活動の姿を考えたとき、排出量取引が本来の目的を十分に発揮するのは、国際間まで含めた排出量取引のルールが完全に確立した時からではないかと思えます。</p>
	<p>＜モデル5＞③国民経済的な費用対効果「理論的には最も経済効率的に達成することができる」について： 11ページ2行目にあるように、「(取引にともなう)排出枠の交付や、その後の取引の管理、最終的な個々の主体の遵守状況の確認等、制度設計及び実施について行政コストがかかる」が、これらのコストが理論的にもせよ算定されていない時点で、「最も経済効率的」と表現するのはいかなるものか。また、個々の主体が負担しなければならない作業負担、作業コストが考慮されていない。このようなコストがどのくらいの額になるのか国民に対して明示し、その上で、他のモデルと定量的に比較すべきである。</p>

(2) 個別具体的案対策内容について

賛成する 具体的対策について の意見	エネルギー 転換部門	再生可能エネルギーは、2012年などの比較的短期だけでなく、今後の中期的課題として大幅に導入を拡大する必要のあるエネルギー源である。現在日本ではその供給量に占める割合は大変小さい。今後飛躍的に増加させるため、再生可能エネルギーを大きく伸ばしている国の経験を取り入れ、再生可能エネルギーからの電力を固定価格で買い取る制度の実現、再生可能エネルギー供給の強力な推進を国の基本政策にすべきである。再生可能エネルギー促進とその事業拡大は、中期的には産業の活性化と雇用の大幅増大の可能性も高く、この課題は産業政策、雇用政策としても取り組む必要がある。
		自然エネルギーはエネルギー源が輸入に頼ることなく自国で得られ、クリーンで永久的に使用することができ、当面の建設費が少々高くつこうが将来的に見れば経済的であり、もっともっと推進していくべきと考えます。
		一部の学識経験者が温暖化対策として有効であるかのように唱えられている原発は、国民に不安感を与え事故発生時のリスクが非常に大きい(場合によっては地球規模の環境破壊の可能性も考えられる)ことから、温暖化対策としての対象からは除外するのが当然だと思います。日本よりずーとずーと経済的にも環境的にも先進国であるヨーロッパ諸国やほとんどの諸外国で撤退もしくは推進中止とされている現実をもっと謙虚に受け止めるべきと考える。
		原子力発電の安全に今後も一層配慮し、原子力発電や核燃料サイクルのメリットを国民に理解を得よう努力したうえで、原子力発電の立地及び核燃料サイクルの開発を推進し、CO2原単位の改善に勤めていくべきである。
	「…原子力を…完全に時代おくれになっている。」の意見は、環境問題関係者等のかんりの方々の考えのようにみえるが、原子力なくして、どうやって温暖化対策を講ずることができるのかを、きちんとしたデータを揃えてみんなが納得するまで検討すべき。	
産業部門	企業に対し、環境対策への取り組み方により優遇措置を設けるとか。取り組み方が真剣な企業に対しては、法人税を下げるとか、環境対策への資金援助を行うとか。	
運輸部門	報告には、道路建設により1000万トンの削減が見込まれていることが書かれている。これは、 ・交通削減になんらつながらない。むしろ自動車交通量を増加させる効果がある(英国政府の報告書など) ・他の交通機関から自動車へのシフトをもたらす効果がある という2つの問題点がある。現に自動車交通量は90年以降も増加を続けているし、自動車の輸送分担率は、90年以降も増え続け、モーダルシフトどころか他の交通機関から自動車へのシフトをもたらしていることが示されている。今後、今までのように無原則に道路建設を続け、交通関係インフラ投資の8割以上を道路につぎ込むのではなく、自動車の利用率をさげる方向の政策を検討すべきである。	
	p.54、9～10行目(「主要な課題」の③)の「…自動車税制を環境に配慮したものに改正することが必要ではないか？」に対しては、より燃費のよい自動車の取得・普及を促進するため、自動車関連3税(自動車取得税・自動車重量税・自動車税ないしは軽自動車税)の燃費基準化が必要であると考えます。	
	自家用自動車からの排出ガスは、地球温暖化原因の大きな一つである。私達の生活圏を個人で自家用自動車を乗りまわさなくても良い社会に転換して行かなければなりません。 21世紀の道路は、20世紀までの道路の考え方から発想の転換が必要です。生活者用への道路政策は、自家用車用道路のための整備ではなく、自転車や公共交通機関であるバスの運行を前提とした、道路の新設や整備を行なうことです。	

(2) 個別具体的案対策内容について

	民生部門	<p>民生分野への取組みについては、国民ひとり一人の生活スタイルを変えることが必要不可欠であり、啓発活動をより強化・継続することが重要ではないかと思えます。特に地球温暖化問題に留まらず、社会生活一般において個人の権利意識だけが異常に発達してしまったこの国の現状を考えると、その啓発活動が十分かどうか、心もとないかぎりです。教育やメディアにおいて、この問題をもっと積極的に取り上げるべきです。省となった環境庁のさらなるリーダーシップを期待します。</p> <p>p.49、1～4行目の「建築物に対する対策についての議論のポイント」について、住宅・建築物の省エネルギー性能向上をより確実に進めるための方策としては、経済的なインセンティブのみに頼るのではなく、省エネ基準の建築基準法への組み入れを行うべきである。 <理由>例えば、テナント方式のオフィスビル等においては、ビルの建設費用負担者(従って省エネ性能向上のための初期費用負担者)と、ビル運用時のエネルギー費用負担者(従って省エネ投資による利益の享受者)とが異なる場合がしばしばある。このような場合、ビルの建設費用負担者側には省エネ投資のための経済的インセンティブがきわめて発生しにくいという構造的な問題がある。</p>
賛成する 具体的対策 についての意見		<p>p.101、17行目～p.102、19行目の○印の対策メニュー(家庭での省エネモニターの設置促進、ビル等の省エネ基準の義務化、エネルギーに係る料金制度の活用、大規模ユーザーへのフリート規制、自動車メーカーへの販売規制、販売電力に定める再生可能エネルギー比率規制)は、いずれも強く支持できる。温室効果ガスの削減に向けて、早急の実施すべきである。</p> <p>電力料金体系の見直しが必要 コージェネの導入は需要家に予備電力の契約が必要になります。電力会社の電力の安定供給との言葉のもとに、需要家にとって高いコストを払わされていると思えます。電力料金体系の見直しが必要と思えます。 例えば、需要家の近くでガスタービンによって発電を行なうコージェネは、80%ほどの高い効率を確保することができ合理的な発電システムです。 しかし、電気は、電力会社の電線に繋いで系統で使用することが必然です。そのために電力会社に有利な電力料金体系に阻まれているところがあります。効率のよい合理的な発電システムを育てて行く社会システムが必要です。</p>
	その他	<p>代替フロンとして生産量・消費量が急増しているHFC等3ガスは、「代替策・代替物質がない」との業界の言い分とは逆に代替物質も多く、燃料の燃焼に伴い必ず発生するCO2と異なり、転換も容易で、適切な対策さえ取れば限りなくゼロに近づけることのできる分野である。これらの生産・使用が急増する前に転換政策を強力に推進し、HCFCの生産をゼロにするとの国内目標の年限である2010年にはHFCなども一緒にゼロにできるよう、政策の抜本的転換を図るべきである。 現行政策は大幅排出量増加(2010年までにHFC等3ガスで50%以上の増加)を容認し、その上で対策は業界自主計画に白紙委任しているが、これについては経団連計画以上に問題がある。</p> <p>HFC・PFC・SF6対策については、地球温暖化対策推進大綱の「2%増」がHFC等3ガス自身を分母にすると50%増にもなるのに対し、化学品審議会が取りまとめている業界行動計画の対策後ケースはHFC等3ガス自身を分母にして5%増(6ガスを分母なら0.2%)とかなり抑制できる内容となっている。曲がりなりにも対策の裏付けのある化学品審議会取りまとめを議論のベースにすべきである。P.62のグラフが化学品審議会取りまとめの自然体ケースのみを記述し、対策後ケースを取り上げていないのは恣意的で問題であり修正すべきと考える。</p> <p>日本にもドイツのフライブルク市のような環境に配慮したモデル都市を設定できないものか。</p>

(2) 個別具体的案対策内容について

反対する 具体的対策について の意見	エネルギー 転換部門	<p>電力会社は、電力の品質維持、エネルギーセキュリティーを考慮した安定供給およびコストダウンに対し従来から自主的に取り組んできている。再生可能エネルギーの一定比率による引取り義務化は、国民生活や産業を支えるエネルギー供給の義務を負いつつも、部分自由化に対応するべく創意工夫や自発的な促進策に取り組んでいる姿勢を無視した乱暴な議論である。結果して、長期的視点に立った民間の環境対策努力を後退させることになり、真の再生可能エネルギー促進には繋がらない。</p> <p>コストが高い再生エネルギーを強制的に導入することは、電力料金及び電力自由化の面から問題が多い。</p> <p>電力・ガス等エネルギーや通信や交通などの公共料金分野にあつては、夫々の事業に固有のコスト実態を反映させた「原価主義にもとづく料金形成」が、資源配分効率からみても公平負担の観点からみても最も合理的と見做されてきたところであり、都市ガス事業にあつても、この考え方に下に「逡減型」の料金を採用しているに過ぎません。それを、費用傾向を無視しエネルギー消費を減らすことのみを狙って「累進型」の料金にすべきというのは、省エネ効果や温暖化対策という点で改善効果が生まれるとは思われません。</p>
	運輸部門	<p>P103 運輸の部分「自動車メーカーへの販売規制(*5)」は不必要。 (理由)・生産全体としての平均燃費規制(米国で採用)は、現行省エネ法による燃費規制と2重規制となる。また、論理的、技術的に両立しないばかりか、WTO上問題となることは明らかである。</p> <p>・電気自動車の販売義務付けについては、需要面での対策がない中での一方的な義務化は制度として成立しない。また、性能、価格、インフラの問題から、需要面での対策が取りにくいという問題もある。燃料電池自動車については、2010年で実用化、量産化されるかどうか不明。</p>

(3) その他考慮すべき事項について

地球温暖化防止対策の検討に際しての意見	考慮すべき観点	<p>温暖化ガス削減策を実施するにあたっては、少なくとも、どのような公共目的、公共の福祉を追求するために、ある種の自由権をどの程度制限することが必要であるかを明確にし、政府が国民に分かり易く説明する必要があるものと思われます。他とのバランスという面で、規制緩和、自由化の流れ、エネルギー安全保障・安定供給等と温暖化対策の整合性が特に問題になります。具体的にどのようにバランスを取るのか、議論を深め、一定の結論を得る必要があります。温暖化対策が他の政策目的と全ての面において整合的である訳ではない以上、温暖化対策の国としてのウエイト付けを明らかにしなければ、対策及びそのコストの妥当性、公平性を判断することは不可能です。</p>
		<p>公平性の概念は、これが「公平」だという国民のコンセンサス形成ができること、すなわち、みながそれなりに「納得」できること、という「結果」で判断されると考える(たとえば自主的取り組みで「公平性に問題ない」という結論は、この視点に立脚していることになる)。</p>
		<p>報告書は複数の政策パッケージ案について比較検討を行っていますが、いずれも机上の分析に終始している感が否めず、現実味が感じられません。政策としての実現可能性、国民生活や産業活動に与える影響などをより詳細に検証・分析した上で、総合的な観点からどういった政策が最も望ましいのかを判断すべきであると考えます。</p>
		<p>本報告書は削減率の達成を強く意識し、政治主導の政策パッケージの検討がされている。本文冒頭の「はじめに」の結論にある通り、「結論に至ってはおらず、引き続き、新しい中央環境審議会において議論が継続されることが必要である」としているが、国民の意思が不在の状態のまま、議論を繰り返し実施しても、達成可能な数値は浮かび上がってこないのではないだろうか。</p>
		<p>京都議定書の第1約束期間の目標を形式的に守れば良い(ぎりぎり6%削減すれば良い)という考え方では不十分である。第2約束期間以降に更なる削減が必要となるのは当然であるし、予期せぬ経済・社会状況を考えて安全側に対策を取る必要もある。これらの点を考慮し「6%以上」削減する方向を明示し、政策全体をそのような考え方の上に組み立てることが必要不可欠である。「6%削減」は絶対遵守しなければならない最低ラインの義務であると考えべきである。</p>
		<p>温暖化防止の取り組みは、長期的な視野で考えると、今回の6%削減は端緒に過ぎず、今後さらに厳しい取り組みが求められるという前提を踏まえて検討されているのかが不明である。すべてのパッケージに対して最終調整として、国際的な排出量取引が用意されているが、これは将来的に6%以上の削減を求められた時点で検討すべき、まさに最終的な手段であり、今回の政策パッケージの中には含めるべきものではない。</p>
		<p>地球温暖化防止対策は、人類が取り組むべき喫緊の課題として認識しており、環境省を含め国が決定した政策には国民の一人として協力していきたいと考えており、各界各層の幅広い意見を参考にして効果的かつ無理のない対策を構築していただきたい。</p>

(3) その他考慮すべき事項について

地球温暖化防止対策の検討に際しての意見	海外との関係	対策の不確実性により結果的に6%目標が不遵守となる恐れがあると政府が判断した段階から、京都メカニズムを初めて利用するのでは遅いのではないかと加えて、その段階ではすでに欧米諸国が先行していると考えられ、コスト効果が優れている案件は抑えられコスト効果の劣った案件しか残っておらず、結局、多大なコスト支出を余儀なくされると考えられる。国内対策と併行して京都メカニズムの検討を進めるべき。
		CO2削減量の国家間売買を禁止する。CO2の削減は単に京都会議での自国の目標数値を達成すればいい、というものではないはずです。世界人類の未来がかかっています。各国が自力で努力すべきだと思います。
		なお、モデル1～5において、京都メカニズムの活用については、「当初より予定されている京都メカニズムの活用による排出枠の利用」と限定しており、極めて限定的な活用しか考えていない。温暖化対策は地球的規模の問題として対応されるべきであり、CO2排出削減に係る費用対効果ならびに国民の経済的負担の軽減という観点からすると、より弾力的に活用することも視野に入れるべきである。
		オランダ、イギリス、フランスにおける政策パッケージ(環境税や排出量取引の導入など)が紹介されているが、さらに米国など他の諸国も十分に調査するとともに、それぞれの国で導入された背景や事情等を透明なものとする、導入後の影響、効果を見極めることが必要である。
		ドイツ・英国・フランスなど欧州の国々において温暖化の国内制度を導入するにあたっては、それぞれの国のエネルギー事情や国内産業の国際競争力の維持などへの配慮を行っていることなどをあわせて言及すべきである。
		少なくとも、日本国内での排出削減対策を進めていくための政策パッケージの枠組みは、国際交渉の結果を持たずとも検討できうるし、またそうしなければならない。なぜならそれは、わが国が京都議定書を早期に批准するとともに、第2約束期間以降も視野に入れた長期的な政策方針を確立するために、必要不可欠と考えられるからである。
昨年のCOP6は、残念ながら当初期待された成果を上げることができず、中断されることとなった。日本はその中で、川口長官(当時)はじめ交渉団のご努力により、世界最水準の省エネ実績を鑑みれば京都議定書の6%削減が如何に厳しい目標であるか、植林等CO2吸収源の活用の妥当性等、日本の立場を積極的にアピールし、地球温暖化対策推進大綱に基づく政策堅持の姿勢を示すことにより、外交交渉の場でその存在感を示すことができたと考えている。本年5月に予定されているCOP6の再開交渉には、米国の政権交代の影響、EU内の意見調整の結果如何等未だ不確定な要素が多い。日本の国益を考えた場合、地球温暖化防止対策検討小委員会の場で、地球温暖化対策の基本となる政策を現時点で変更する意義は乏しく、再開COP6の結果を待つ、決定しても遅くないと考える。		

(3) その他考慮すべき事項について

地球温暖化防止対策の検討に際しての意見	必要な対策や分析	<p>(6%削減量内訳の考え方について)現在の考え方は、削減量の不確実性が大きく異なる複数の対策による削減量を単純に積み上げている。より現実的な議論のためには、各々の対策の不確実分も考慮し、6%プラスマイナス0%という数字も提示すべきではないか？また、予想される不確実分の削減を担保する追加的手段についても議論が必要と考えられる。ただし、具体的数値の検討は中断中のCOP6会合の結果を考慮する必要があると思われる。</p>
		<p>「原子力発電所21基の新增設」とあるが、現在進んでいるのだろうか。もし、対策が進んでいないのであれば、21%という数字がもっと跳ね上がると思われる。対策なしの場合の検討はしていないのか？国民に原子力発電の理解を得るにも「対策を講じなければ□□になってしまう」というアピールになるのではないか。他の章でも“〇〇を整備した場合”の数字が載っているが、整備されない場合あるいは、対策項目として盛り込まれていない整備等もよりわかりやすく記載してほしい。</p>
		<p>「地球温暖化対策大綱」に基づいた施策を行ってきた訳だが、その分析と評価を行い、その上で部門毎に温室効果ガスをどの程度削減可能かにつき技術的・科学的に検討すべきである。モデルの枠組議論が中心で現実を踏まえた地道な検討に欠けているとの印象を受ける。</p>
		<p>各モデルとも具体的数値を仮定した上で、コスト、効果、影響等について数値的分析をもったシミュレーションを十分行った上で、議論を進める必要がある。</p>
		<p>地球温暖化対策は現在「地球温暖化対策推進大綱」に基づき実施されている。小委員会では、政策パッケージについて議論されているが、その前に、大綱に基づく現施策について評価し、必要があればそこからステップアップすべき。今まで実施してきたことを無視すべきではない。全体として唐突な印象を受ける。</p>
		<p>現行の地球温暖化対策推進法ならびに地球温暖化推進大綱に基づく温室効果ガス削減効果はきわめて不確実であることから、より確実性の高い政策・措置を早急に確立・実施する必要がある。</p>
		<p>とにかく、実行を図るのが先決と考えます。我々の住む地球環境の問題であり、国民も理解しやすいと思います。時間的にも一刻も早く何らかの措置を実行して欲しいと思います。</p>
		<p>22ページの8行目において、「全ての排出者に対して、公平に推進メカニズムを適用する」としているが、産業部門に対しては自主的取組みの実効性に懐疑的であり一層の規制手法導入を目論んでいる一方、民生・運輸部門に対する政策については、強制を避けているような印象を受ける。</p>
<p>民生、運輸部門におけるCO2排出量変化の要因及びその分析についての記述がみられない(産業部門については別に経団連の報告書があるが)。要因が十分に把握分析できていないところで、環境税や国内排出枠取引制度を導入することは、病気の原因がつかめないまま、効果が証明されていない薬の投与や、外科的手術をしようとするようなものである。従って、まず要因の解明を行い、その上で現行施策を評価し、不十分な点を補うことに力を注ぐべきである。</p>		

(3) その他考慮すべき事項について

地球温暖化防止対策の検討に際しての意見	対策の推進 方策	<p>この報告書が、現在の日本の制度が京都議定書の目標達成に不十分であるとして政策パッケージのモデルを提示し、早期に制度的な検討を行うことの必要性を確認していることは、大変重要なことだと思います。今後、この報告書を受けた議論を一層活性化させ、一刻も早く現在の制度の見直しをし、新しい制度を導入することが待たれます。環境省の主導でそれが総合的に進められ、温暖化対策が強化されることを心から望みます。</p>
		<p>小委員会報告書を読んで、情報システムの構築が急務と感じます。特に、評価の点で自己チェックの他に、第三者機関によるモニターチェックをすること、その結果を情報公開することを求めます。</p>
		<p>京都議定書の目標の達成に向けて必要となる情報の流れ(第4章第2節・77頁) 情報の流れを円滑にすることはぜひ進めていただきたいと思いますが、「情報の中間取りまとめ機関」「全体取りまとめ機関」についてどのような機関が運用することをイメージされているのか掴めません。また、国民への情報提供が十分行われるためには、少なくとも「中間取りまとめ機関」の情報収集段階で情報を公開し、透明性を高める必要があると考えます。この時点での情報公開が明記されていないのは問題です。</p>
		<p>p.70、1～26行目の記述、および、p.71の図で「PCDA(Plan, Do, Check, Action)サイクルを形成することが基本」としている点は支持できる。あらゆる環境政策において、「管理単位毎の排出量の目標、対策メニューを提示」し、「提示された対策メニューを着実に推進」し、その結果をモニタリングし、「対策強化を計画にフィードバック」することが必要であると考えます。このことが実現されてはじめて環境政策が実施されたといえるのであり、そもそも当然のこととして必ず実施すべきである。 こうしたPCDAサイクルを着実に実施するには、PCDAサイクルにあたって国民の参加を保障し、情報の透明性を確保しなければならない。この点については明記すべきである。</p>
	現状の課題	<p>各モデルを実施した場合の温暖化ガス削減効果や国民生活および産業活動に与える影響等の評価結果は、いずれも定性的なレベルに留まっており、具体的姿、効果をイメージすることはできません。世界各国が将来の国益を懸けて交渉している現状において、本検討結果を日本国の政策具体化の基盤とするためには、せめて少なくとも現状取組みの評価および政策パッケージの定量的評価を提示する必要があると考えます。</p>
		<p>小委員会報告書では5つの政策パッケージモデルについて、「排出量管理の確実性」にのみ重点を置いた評価が行われているが、バランスを欠く評価と言わざるを得ない。我が国経済への影響、運輸・民生・産業間の公平性、エネルギーセキュリティー等の観点からの総合的な評価が不可欠である。 内容について言えば、産業部門に対しては政策パッケージの複数の具体的な提言があるが、論点が「排出量管理の確実性」に重点が置かれ、経済への影響、特に統制経済につながる懸念や負担の公平性等について十分な評価がなされていない。</p>

(3) その他考慮すべき事項について

報告書への意見	<p>6%削減の履行を担保するための政策措置の在り方を検討するには、これまでの対策の妥当性を検証することが必要である。本小委員会報告はそのための資料を提供するものとなっている。これをもとに、今後の議論の広がり期待したい。即ち、本小委員会報告では、日本の現行の温暖化対策である大綱の施策及び欧米諸国の温暖化対策について、各施策・対策ごとに、規制、協定、排出量取引、税制等、自主的取組、補助金等、技術開発、基盤整備、啓発等との区分をもうけて、それぞれの削減見積り量を表記したチャートをもとに、定量的削減の達成への実効性を、A(定量的基準の達成が法的に担保されている)からE(現時点では実用段階ではなく今後の技術開発等に依存)までのレベルに分けて評価している。経団連の現行自主行動計画をB(定量的基準と普及促進策がある、又は自主的取組が行われている)と評価するなど、ここでの評価基準及び評価はなお甘きに過ぎる面があるが、こうした図式化によって、大綱による政策は啓発等に依存し普及促進施策を欠いており、到底6%削減を担保する仕組みとはなっていない実態が浮き彫りにされた。これは、実効性のある温暖化対策の制度化、実施に向けての第一歩であるといえる。</p>
	<p>報告書の3章で「地球温暖化対策推進大綱」に示された削減対策についてどれだけ担保されているかに着目して分析されているのは大変興味深い。これによると産業部門の対策には、達成が法的に担保されているものが一つとしてないことがわかる。ただ、報告書は自主計画について、法的な担保につぐランクを与えて評価しているように読めるが、これには同意できない。</p>
	<p>議論がモデルの枠組論議に傾注し過ぎていて嫌いがあり、具体性に欠ける。例えば、モデル3、4では環境税の導入と減税、免税が考えられているが、環境税の税率とその対象分野も全く不明確で、事実上モデル間の比較が出来ない。環境税の水準によっても各モデルの評価が分かれるであろう。</p>
	<p>これまでの議論のなかで、経済界と環境省側の議論が何故うまく噛み合わなかったのかを真剣に検討するべきではないかと思われま。例えば、経済界側からは排出権を配分するのは経済統制的であり反対であるという議論が出ています。一方で大学の先生からは、他の欧米諸国が導入しようとしているのであり、そのようなことはないとの反論があります。後者の議論は、経済学的には多くの場合で正しいとは思われますが、日本の特殊な状況と考えた場合には必ずしもそうとは言えないように思えます。排出権取引が、従来自由だった経済活動に一定の制約を課すかわりに、それを自由に交換可能な財産権として認めるという制度である以上、従来なかった制約が新たに課されるのは事実です。</p>
	<p>排出枠の配分方法(オークションVs.グランドファザリング)について 10頁、114頁等でオークションは公平性を確保しやすく、グランドファザリングは難しいとの議論されていますが、この議論は非常に表面的で不正確ではないかと思われま。同様に、グランドファザリングに比べ、オークションの方が、行政コストが安いというのも不正確であると思われま。 まず、公平性の定義の問題があります。公平性には機会の公平、負担の公平の大きく分けて2つの意味があると思われ、本件の場合には後者が圧倒的に重要であると考えられます。報告書の議論は、非常に狭い意味の獲得機会の公平ばかりに焦点をあてて議論をしています。獲得機会の公平にしても、問題があり得ま。オークションでは大量の枠を確保する必要がある参加者と、少量で十分な人とでは、獲得機会の公平性も全然異なることとなります。もし、両者が同じ条件で排出枠を獲得しなければならないのであれば、大量に必要な人は不公平であると思はずです。大量に獲得しなければならない人の方がより高いリスクとコスト(獲得に必要な労力、獲得費用等)を背負わされるからです。そうした議論なしに公平性を確保しやすいと言うのは不正確であると思われま。機会の公平を確保するにしても、このようかなり詳細な検討が必要ははずですし、そのコストは無視できるような小さなものではなく、グランドファザリングと同程度は少なくともかかるはずです。</p>

(3) その他考慮すべき事項について

報告書への意見	<p>今回、貴委員会がとりまとめられた報告書に関し、広く国民の意見を求められるということで報告書を一読させていただきましたが、本報告の内容は一般国民には難解ではないでしょうか、各推進メカニズムのメリット、デメリットを更に分析し、平易に記述いただければもう少し理解が深まったかも知れません。</p>
	<p>報告書に関しては読ませていただきましたが、具体的提言が出来る知識はありませんので提言を寄せているであろう環境NPOや専門家の声に十分に耳を傾けていただき、森林の吸収や各国の削減枠に頼るのではなく、必ずや環境税等の様々な手法を駆使して6%削減に邁進していただきたいと思います。十分な情報公開と誠意ある説得があれば国民は納得して協力するはずです。</p> <p>しかし残念なことに昨年のハーグにおけるCOP6の交渉は決裂しました。環境への取り組みが「先延ばし」されたのです。「先延ばし」は我々日本人の得意とするところではありますが、それが決してよい結果を生まないことはバブルの崩壊以後の日本経済を見てもわかることです。しかし、原発が温暖化対策として説得力を持たないことはもちろんのこと、環境がもう「先延ばし」が出来る状態でないことは小学生でも知っています。21世紀に入って環境庁は環境省へと昇格し、「環境の世紀」へ大きな一歩を踏み出しました。21世紀の霞ヶ関を担うつもりで頑張ってください、日本を環境立国として発展させて下さい。私達はおかげさまで豊かな生活を享受していますが、多くの方がそれが永遠でないことを知っています。ですから、繰り返しになりますが、十分な情報公開と誠意ある説得があれば国民は省エネにも6%削減にも納得して協力するはずです。貴省の断固たる取り組みに期待を寄せて意見とさせていただきます。</p>
	<p>レビュー&フィードバックの考え方を取り入れているのは、遅きに失した感はあるが前進である。しかし概念図の「情報の全体とりまとめ機関」「進捗状況管理機関」「情報の中間とりまとめ機関」は現行のどの組織を指すのか、具体的に示してほしい。</p>
	<p>政策決定の「プロセス」という視点を少し導入することで、分析の「幅」が広がるであろう。たとえば、排出権取引制度の割当というかなり難しい問題に対して、規制側の政府ではなく、規制される側の産業界(経団連)が割当方法を考えるという方法、割当方法に(多くのステークホルダーの参加する)かなりのオープンプロセスを採用するなどの方法が考えられる。また、自主行動計画の「総量達成」への懸念への対応方法を、産業界自らが考え、提示する(政府は無関与)というプロセスなども興味深い。</p>
	<p>2008年以前(CDMは動いているが数値目標なし)と、2008年以降の関係が明確化されていない。2008年以前は、ある意味で移行期間かつ試行期間として、数値目標にあまりとらわれないさまざまなトライアルができるはずである。たとえば、キャップアンドトレード型排出権取引+排出権価格上限設定メカニズムなど。その意味でも、2つの期間を「つなぐ」方法やクライテリアは考えておくべきだが(たとえば削減コストを両者で連続的にすることを意図するなど)、政策手法は、かなり性格が異なる場合もありうる。</p>
	<p>パブリックコメントによる方法は、民主的である上、政策当局のスタンスや、審議会・部会・委員会などに参加する機会のない人々の意見を反映させる場として、望ましいものである。今後もこのようなプロセスを重視する立場を望む(他省庁も)</p>

モデル回答者詳細

		男性				女性		企業・団体	その他	総合計
賛成	モデル1	80				4		1	1	86
		会社員 70	会社役員 2	団体職員 5	団体役員 1	会社員 2	主婦 2		会社員 1	
		新日本製鐵(10) 川崎製鐵(4) 日新製鋼(4) NKK(2) 大阪ガス(1) 九州電力(1) 九電産業(1) 住友商事(1) 中部電力(1) 東京ガス(1) 日商岩井(1) 北海道電力(1) 丸紅(1) 製鐵(1)		石油連盟(2) 経済団体連合会(1) 石油化学工業協会 環境委員会(1) 日本鉄鋼連盟(1)	電気事業 連合会			社団法人日本 貿易会	伊藤忠 商事	
	モデル2	0				1		0	0	1
	モデル3	1 会社員 1				1		1	0	3
	モデル4	1 会社員 1 LCA応用技研				1		1	0	3
モデル5	1 会社員 1 LCA応用技研				0		0	0	1	
反対	モデル1	会社員 1	公務員 1	3 団体職員 1 気候ネットワーク		1 団体職員		2 JNEP 持続可能社会 研究会	0	6
	モデル2	5 会社員		6 団体職員 1 石油連盟		0		0	0	6
		新日本製鐵(2) 住友金属工業(1)								
	モデル3	5 会社員		6 団体職員 1 石油連盟		0		0	0	6
		新日本製鐵(2) 住友金属工業(1)								
	モデル4	6 会社員 6 新日本製鐵(2) 住友金属工業(1)				0		0	0	6
モデル5	7 会社員 7 新日本製鐵(3) 住友金属工業(1) 東北電力(1)				0		0	0	7	

モデル回答者内訳

		男性	女性	企業・団体	その他	総合計
賛成	モデル1	80 会社員(70) 会社役員(2) 団体職員(5) 団体役員(1)	4 会社員(2) 主婦(2)	1	1 会社員(1)	86
	モデル2	0	1	0	0	1
	モデル3	1 会社員(1)	1	1	0	3
	モデル4	1 会社員(1)	1	1	0	3
	モデル5	1 会社員(1)	0	0	0	1
反対	モデル1	3 会社員(1) 公務員(1) 団体職員(1)	1 団体職員	2	0	6
	モデル2	6 会社員(5) 団体職員(1)	0	0	0	6
	モデル3	6 会社員(5) 団体職員(1)	0	0	0	6
	モデル4	6 会社員(6)	0	0	0	6
	モデル5	7 会社員(7)	0	0	0	7